

民法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

設問 1

動産物権変動に関する基本的事例を通じ民法 178 条や 192 条の理解を問う問題である。

本件売買契約時点で A が甲の所有権者かどうかは問題文からは明らかにされていないため、A が所有権者である場合とそうでない場合とに場合分けして考える必要がある。A が所有権者である場合、X は本件売買契約により、甲の所有権を承継取得する。XA 間でなされたレンタル合意は、占有改定 (183 条) によって X へ甲の引渡しがされたものと考えられる。民法 178 条の「引渡し」に占有改定が含まれるとすれば、X は本件売買契約締結時点で確定的に所有権を取得し、その反面、A は所有権を喪失する。その後 A は Y に甲を売却しているが、A は甲につき無権利であるから、Y は甲の所有権を承継取得できない。但し、Y は A との売買契約において A を甲の所有者であると信じているため、Y に即時取得 (192 条) が成立すれば X は所有権を喪失し、X の請求は認められないこととなる。

本件売買契約時点で A が甲の所有者でない場合には、X は、本件売買契約により甲を承継取得することはなく、即時取得しない限り所有権を取得しない。前記のとおり、レンタル合意は占有改定による引渡しが行われたものと考えられることから、占有改定により即時取得が成立するかを検討し、これが認められないとすれば X の請求は認められないことになる。以上のような法律関係が理解できているかを見ることとしている。

設問 2

所有権留保売買の買主が目的動産を第三者に転売したという事案において、動産所有権をめぐる留保売主と当該第三者の法律関係を問う問題である。甲の所有権が Y に留保されているため、X は本件売買契約によって所有権を承継取得できないこと、したがって X は所有権を即時取得しない限り Y に所有権を主張できないが、X は先行売買の存在及び内容を知って本件売買契約を締結しているため、即時取得によっても所有権を取得できないこと、などが理解できているかを見ることとしている。

以上